

# 札幌市歯科口腔保健推進会議について

## 1. 札幌市歯科口腔保健推進会議とは

- 札幌市歯科口腔保健推進条例の実現のため、歯科口腔事業並びに各関連分野で専門的に従事されている方々を構成委員として設置する協議機関です。札幌市歯科口腔保健推進条例第12条の規定に基づいて設置されます。



### 札幌市歯科口腔保健推進条例（第12条）

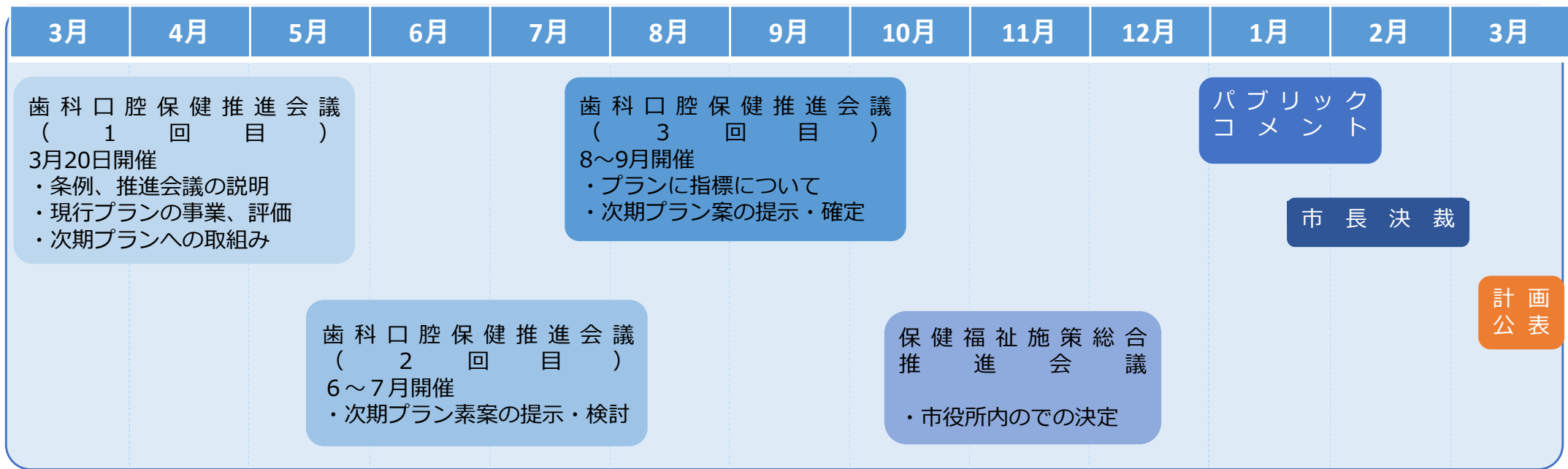
第1項	歯科口腔保健の推進に関する施策について調査審議を行うため、札幌市歯科口腔保健推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
第2項	推進会議は、委員15人以内をもって組織する。
第3項	委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
第4項	委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第5項	委員は、再任されることができる。
第6項	特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。
第7項	臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。
第8項	推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
第9項	前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

# 札幌市歯科口腔保健推進会議について

## ○検討内容（主たるものの）

1. 現、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」の最終評価
2. 次期、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」の策定について
3. その他、個別の歯科保健対策の実施に係る諸検討

## ○次期札幌市生涯歯科口腔保健推進計画及び令和5年度の推進会議のスケジュール（予定）



※歯科口腔保健推進会議は3回の開催予定だが、次期プランの検討状況によっては追加開催する

## ○令和6年度以降の推進会議について

計画の進捗状況の評価及び個別の歯科保健対策の実施に係る諸検討を行うため、専門部会の開催等を含めて複数回の開催を予定